

定目的語省略の認可条件について

著者	館 清隆
雑誌名	福井大学教育地域科学部紀要 第I部 人文科学(外国語・外国文学編)
巻	63
ページ	45-51
発行年	2007-12-14
URL	http://hdl.handle.net/10098/1420

定目的語省略の認可条件について

館 清 隆

(2007年8月31日受付)

1. はじめに

英語には、他動詞としての用法を持つ動詞（以下の例では、win, accept, approach, read, eat, drink）が目的語を従えることなく生起する場合がある。例(1)は問題の動詞が単純に他動詞として使用された例であり、例(2)と例(3)は、ともに、目的語が省略された例である。なお以下の例では、意味論あるいは語用論の観点から回復される目的語の典型的な読みを括弧でくくって示すことにする。

- (1)
 - a. He won the prize.
 - b. He accepted her suggestion.
 - c. We were approaching the problem.
 - d. They were reading Japanese magazines.
 - e. He was eating sandwiches.
 - f. He drank the wine.
- (2)
 - a. He won (the race).
 - b. They accepted (my offer) .
 - c. We were approaching (the town). (Fillmore,1986:100-102)
- (3)
 - a. They were reading (books) in the library.
 - b. He was eating (food).
 - c. He drinks (alcoholic beverages) every evening.

例(2)の省略可能な目的語は、定表現であり、すべて具体的な指示対象を持つものに対して、例(3)の省略可能な目的語は、すべて一般性の高い指示対象を（具体的には、本一般、食べ物一般、アルコール飲料一般）を持つ。

本論の目的は例(2)の定目的語省略を例(3)の不定目的語省略から区別した上で、定目的語省略

が許される条件を語彙論と語用論の観点から検討することである。

2. 定目的語省略と不定目的語省略

英語においては、他動詞の目的語が省略可能であるのは、通常の状態ではなく、いわば例外的な状況であることに注意する必要がある。議論をひとまず定目的語の省略に限るならば、先行する文脈(context)や発話の場面(situation)から、目的語を省略しても、何を指すのかが分かるはずと思われる環境において、英語は通常目的語の省略を許さない。例(4)と(5)は先行する文脈から例(6)は発話の場面から、目的語を省略しても回復可能性(recoverability)が保障されているはずであるのに、実際は、目的語の省略は認可されない。

- (4) A: Do you like movies?
B: *Yes, I like.
- (5) A: Do you know President Bush?
B: *Yes, I know.
- (6) [壊れた花瓶を前にして]
A: *Who broke?

上記のような状況においては、次の例(7)のように、代用表現(pronominal anaphora)を使用すれば、容認可能性が確保できる。

- (7) a. Yes, I like them.
b. Yes, I know him.
c. Who broke it/this ?

同様に、不定目的語の省略の場合には、eatやdrinkで可能であった「食べ物一般」や「アルコール飲料一般」を目的語としていても、動詞をfind や keep に交換すれば、不定目的語の省略は不可能となる。

- (8) a. * They were starving but they couldn't find (food).
b. * They kept (alcoholic beverages) in bottles.

省略される目的語の定性に立ち戻って議論を続けるなら、省略された目的語が定目的語なのか不定目的語なのかを、Fillmore(1986:96)が指摘するような方法で確認することができる。目的語の具体的な指示対象が何であるかが話し手と聞き手に自明である状況において、定目的語の省

略は行われる。そのため、その目的語の指示対象がそもそも話し手自身にとっても不明であるという趣旨のI wonder what ...のような表現を付加すると、文全体としては不自然である。よって、例(9)は定目的語の省略であることが確認される。

- (9) a. *He won; I wonder what he won.
 b. *They accepted; I wonder what they accepted.
 c. *We were approaching; I wonder what we were approaching.

一方、具体的な指示対象に関して話し手と聞き手が共通の了解に立つ必要がなく、単に一般的な対象全体(つまり本一般とか、食べ物一般とか、アルコール飲料一般)が問題となるような不定目的語の省略においては、具体的な対象が話し手にとって不明であるという趣旨のI wonder what ...のような表現が後続可能となる。よって、例(10)は不定目的語の省略であることが確認される。

- (10) a. They were reading in the library; I wonder what they were reading.
 b. He was eating; I wonder what he was eating.
 c. He drinks every evening; I wonder what he drinks.

定目的語の省略と不定目的語の省略をこのように区別することに疑義をはさむ研究もある。例えばGroefsema(1995)は、次のような例を挙げ、問題の区別が不明瞭になる可能性を指摘している。

- (11) John brought the sandwiches and Ann ate. (Groefsema, 1995:142)

動詞eatは一般に不定目的語省略を許す動詞であり、定目的語省略を許す動詞ではないと分類される。この分類が正しければ、例(11)はアンは食べ物一般を食べたはずであり、eatの直後で省略されている目的語は問題のサンドイッチを指さないはずであるが、実際にはアンが食べた物の中にはジョンが持ち込んだサンドイッチが含まれていてもよいとGroefsema(1995:142)は指摘する。(11)に対してこのような読みを与えることが可能であることから、定目的語の省略を不定目的語の省略を厳密に区別することに問題があるとGroefsema(1995)は考えていると判断される。

このような読みが(11)に可能であることは、定目的語の省略と不定目的語の省略の区別を脅かすものではないことを次のようにして示すことが可能である。動詞eatは不定目的語省略を許す典型的な動詞であるが、後続する空(null)の目的語に対して聞き手あるいは読み手が回復する対象の一般性には、ばらつきが観察される。

- (12) a. When my tongue was paralyzed, I couldn't eat [NP]
 or drink [NP]. (Fillmore, 1986:96-97)
- b. How often do they eat [NP] a day ?
- (13) A: We are going to eat out. Will you join us ?
 B: Sorry, I've already eaten [NP].

動詞eatの後ろで省略されている目的語の読みとして回復される名詞句は、(12.a)では「一般的な食べ物」であるが、(12.b)では「特定集団(民族)」の食事、(13)では「特定個人の夕食」と解釈するのが自然である。ついでながら本論の以下の議論では、(12)と(13)に示すように他動詞が空の目的語を従えた統語構造を仮定する。その上で、目的語として機能する空の照応表現に意味論あるいは語用論的な観点から解釈を決定するとの立場から論ずることとする。

不定目的語省略を許す動詞の目的語として回復される名詞表現が、例(12)と(13)で示したように、極めて一般的なものから具体性の高いものまでばらつきがあることに留意すれば、(11)の空の目的語の解釈にサンドイッチが含まれていたことは、問題とはならないはずである。⁽¹⁾なぜなら、(11)において「アンは自分の食事を食べた」という不定目的語省略で許される解釈を与えた上で、その食事の中にジョンが持ち込んだサンドイッチが含まれていたかもしれないことを、不定目的語省略の現象とは別に、語用論的に認めればよいからである。

3. 定目的語省略と語用論

これまでの議論で明らかなように、英語において他動詞の目的語が省略できるというのは例外的な状況であり、また、定目的語省略と不定目的語省略とを区別する必要があることから、これらの2種類の目的語省略を許す動詞を語彙目録(lexicon)でその旨指定しておく必要があると考えるのは、穏当である。動詞に対してこのような指定をした上で、欠けている目的語に対して実際何を回復するのかは、語用論に任せようというのがBrisson(1994)、Fillmore(1986)、Yasui(1995)などの基本的な立場である。もっとも、語彙目録に[+定目的語省略]あるいは[+不定目的語省略]といった恣意的なマーキングが導入されるのは理論的に望ましいことでは決してない。このようなマーキングをできるならば動詞の別の特徴から予測し、恣意性を排除しようとする試みがそれぞれの研究でなされているのは事実であるが、結果的には、動詞にこのような指定をした上で、動詞に後続する空の目的語の解釈を語用論に任せようという基本姿勢に変わりはない。

議論を定目的語の省略に限って進めるが、語彙的指定を排除し語用論のみで目的語省略現象を取り扱おうとする立場をGroefsema(1995)は提案している。定目的語省略に関するGroefsemaの立場は次のようにまとめることができる。

- (14) 定目的語省略に対しては、特定の指示対象が語用論的に回復され、回復した目的語を含んだ文にレレバントな解釈が与えられなければならない。

Groefsema(1995: 155)は提案する語用論的条件(14)によって次の文の非文法性を説明しようとする。

- (15) *Did you lock [_{NP}]? (Fillmore, 1986:98)

仮に話し手と聞き手の間で共有できる特定のドアがあったとしても、さらにそのドアを含む建物がありこの建物自体も鍵をかける対象であるので、この文脈では鍵をかける対象を語用論的に特定できないからであるとしている。

この説明はこの例を最初に議論したFillmore(1986)の主張と大きな対立を示す。Fillmoreは文脈から話し手と聞き手の間でどのドアが問題となっているかが完全に明白な場合においても、(15)は非文となるので、語彙目録においてlockを定目的語省略を許さない動詞としてマークする必要があると論じ、同時に定目的語省略が語用論のみでは解決できないと指摘している。両者の議論がこのようにかみ合わないのは、lockに後続する空の目的語に対して言外照応(exophoric)の解釈を与えようしたに起因していると考えられる。つまり、先行する文脈がなく、いきなり(15)で始まる談話を議論しているのが問題を複雑にする原因の一つであると考えられる。

次に、前方照応(anaphoric)の解釈の可能性のある例を考察してみよう。⁽³⁾

- (16) *I closed the door of our room but I didn't lock [_{NP}] .

話し手と聞き手が同じ部屋に住む関係にあり、また、その部屋を一部とする建物全体には施錠のしようがない状態で(16)が発話されたとしても、やはり(16)は非文である。つまり、鍵をかける対象が直前に導入されているドアであるとしか解釈できない場合にも、やはり(16)は非文となる。したがって、例(15)を(14)を支持する証拠の一つとするGroefsemaの議論には無理があると思われる。

定目的語省略を許すかどうかを個々の動詞に指定することに加えて、一つの動詞が複数の用法も持っている場合には、用法ごとに省略を許すかどうかを指定する必要があることを示す例がある。Fillmore(1986)はknow, see, find outなどの動詞は単純な名詞句を従える用法では、定目的語省略を許さないのに対して、節構造を従える用法では、定目的語省略を許すと論じている。Groefsemaはこの用法の違いと結びついた省略可能性の違いが(14)によって説明可能かを議論していないが、この違いが(14)の語用論的条件だけで扱うことができるかを次に考察する。

例(17)と(18)は前もって文脈を準備することで前方照応の可能性を確保した空の目的語を含む例である。

(17) A: Where does he live?

B: I don't know [_s].

(18) Tom is my old friend. *I have known [_{NP}] since my high school days.

「特定の指示対象が語用論的に回復され、回復した目的語を含んだ文にレバントな解釈が与えられなければならない」とする(14)がこの二つの例に異なった予測をするとは思えない。つまり、どちらの例においても、先行する文脈から空の目的語の指示対象を回復することは極めて容易であり、回復された文全体は十分にレバントな解釈を持つはずである。したがって、(14)は(17)と(18)がともに容認可能と予測するはずであるが、この予測は正しくなく、節構造を持つ定目的語が回復される(17)のみが文法的である。

次に言外照応(exophoric)の例として(19)を検討してみよう。

(19) Do you know [_{NP}]?

夫婦が人気のない道を歩いている、同じ道をむこうから歩いて近づいてくるある男性に偶然出会ったとしよう。その男性と妻とが挨拶をしたのを見て夫が(19)を発した場合、(19)は条件(14)を十分満たしているので、容認可能と予測されるはずである。実際には、(19)がこの読みを持つことはできない。一方、knowに関して節構造が回復されるような言外照応の例を準備することは、筆者には不可能である。このような状況であるので、節構造が回復される言外照応の例を(14)がどう予測するかは、目下のところ不明である。

次の例(20)はfind outを含む前方照応の例である。

(20) a. I was wondering how he got there and I finally found out [_s].

b. *I was looking for the key and I finally found out [_{NP}].

状況は先のknowと同じであり、(14)は(20)の二つの例がともに容認可能と予測するはずであるが、実際は節構造を持った連続が目的語として回復される(20.a)のみが容認可能である。

以上の考察は語用論的条件(14)のみで定目的語省略の現象を扱うことは不可能であり、動詞に対して、また、必要な場合には、動詞の用法に応じて、定目的語の省略可能性を語彙目録で指定することが必要となることを示している。

4. 結論

本稿では定目的語省略と不定目的語省略を区別することを前提に、定目的語省略の現象中心に議論した。その結果、次の三つの結論を導いた。

- (i) 定目的語省略を許すか否かは、動詞に対して語彙目録で指定する必要がある。
- (ii) 省略された定目的語が何を指すのかを回復するには語用論が機能する。
- (ii) 定目的語省略を許すか否かの問題全体を語用論に任せきるのは不適切である。

当然ながら語彙目録で動詞に恣意的なマーキングを行うことは、理論的問題があり、可能な限り問題の動詞の他の特性から予測することが望ましいが、このことは語彙目録で指定が不必要になることにはつながらない。

注

1. 不定目的語省略と回復されるの一般性に関する議論については、拙稿(2005)を参照されたい。そこでは、回復される目的語の一般性が低くなると、定目的語の省略に近いものが読みとしてでてくるが、このことから定目的語省略と不定目的語省略とを区別する必要がなくなりはないと論じている。
2. 文脈上の効果(contextual effect)を重要視してレlevanceを定義する関連性理論の包括的な議論については、Sperber, D and D. Wilson(1981)を参照のこと。
3. 定表現にはこの二つに加えて後方照応(cataphoric)の用法がある。次の例における文頭の定表現the dayは、文末のwhen節を指す。
 - (i) The day will come when they can live happily.
 省略された定目的語に後方照応の解釈が一般的存在するとは、筆者には思われぬ。また、そのような例を準備するのも困難であるので、本稿では議論しないことにする。

参考文献

- Brisson, C. 1994. The licensing of unexpressed objects in English verbs. *Papers from the 30th regional meeting of the Chicago Linguistic Society*. Vol.1. pp.90-102
- Fillmore, C. 1986. Vol.12. Pragmatically controlled zero anaphora. *Proceedings of the Berkeley Linguistic Society*. pp.95-107.
- Groefsema, M. 1995. Understood arguments: A semantic/pragmatic approach. *Lingua*, 96. pp.139-161.
- Sperber, D and D. Wilson. 1981. *Relevance: Communication and cognition*. Cambridge, Mass: Harvard Univ. Pr.
- Tachi, K. (館清隆) 2005. 「目的語省略と定性」 『福井大学教育地域科学部紀要』. 第 I 部61号. pp.1-9.
- Yasui, M. (安井稔) 1995. 『納得のいく英文解釈』東京：開拓社.